

概要

学校と家庭・地域とのより良好な関係づくりに係る有識者会議（第5回）

日時：令和7年12月2日（火）17：00～19：00

場所：都庁第二本庁舎31階 特別会議室21

<議題>

学校と家庭・地域とのより良好な関係づくりについて

<次第>

1 事務局資料説明

ア 学校と家庭・地域とのより良好な関係づくりに係るガイドライン（素案）について

イ 学校と家庭・地域とのより良好な関係づくりに係る有識者会議報告書（案）について

2 意見交換

3 学校と家庭・地域とのより良好な関係づくりに係る有識者会議の総括

主な意見（要点）

- ガイドライン（素案）では、学校と家庭・地域とのより良好な関係づくりのために必要な事項に加え、社会通念を超える要望等に対する標準形のフロー等が示されており、学校現場で活用できる実務的な内容になっている。
- このガイドラインが適切に運用されるよう、教職員のみならず、家庭や地域に対して周知を進めていくことが必要である。
- ガイドラインは、運用開始後の評価と継続的なアップデートが重要である。

委員意見交換

本有識者会議での議論について（総括）

- これまでの議論やヒアリングを踏まえ、教職員の取るべき行動を具体的にまとめており評価する。現場の状況は様々であり、標準フローとしてまとめることはチャレンジングだが、これを示すことに意味がある。
- 互いに思いやりをもつという姿勢を大人が示すことができれば、子供たちもそのように育っていく。ガイドラインの作成はゴールではなく、共に前向きに進んでいくためのスタートである。
- 社会通念を超える言動がエスカレートしていく場面での弁護士の活用が言及されたが、関与する弁護士には、保護者と教職員の対立の中でともすれば置き去りになりがちで、子供本人の意向や利益を中心にした視点を軸にして、関係者間の調整を図るような取り組みを期待する。
- 憲法の観点からは、子供の教育を受ける権利と教職員の労働環境の確保という両面で議論してきた。「社会通念を超える要望等への対応」の部分だけでなく「学校と家庭・地域との日頃からの良好な関係づくり」という部分にも多くのページを割かれていることは、一つの到達点と評価したい。
- 学校に様々な相談が寄せられていることは、学校が身近な場所と捉えられている証である。日々の子供たちの成長のための建設的な相談を抑制することになってはならない。全教職員が対応方針を理解するとともに、保護者・地域にしっかりと伝え、協力し合えるよう理解を得る工夫が大切。
- 学校と保護者は信頼関係にあり子供のためにパートナーシップを大切にしよう、社会通念や我々が共有できるルールを今一度見つめ直そうという議論をしてきた。ガイドラインには新たな考え方を示す部分もある。ここでの議論を丁寧に伝え、関係者には真意を理解してほしい。

委員意見交換

ガイドライン（素案）について

相談対応等について

- 相談対応のフローにおいて、面談回数の記載があるが、回数はいくまでも目安であることを追記すると、現場において柔軟性のある対応が取れるのではないか。
- 当事者の困り感が続いている場合や、保護者にも合理的配慮が必要な場合もあり、学校とのやり取りに時間を要するケースもある。面談の回数にかかわらず、事案の内容や状況に応じた適切な対応をすることが大切。
- 教員の相談対応においては、初動が重要。教員が保護者等の要望・相談を理解し、どのように対応するかで、その後の展開が変わる。教員の相談対応力の向上の際には、こうした点も考慮してほしい。
- 保護者から社会通念を超える要望等があった場合でも、児童・生徒が学校に居づらくなならないよう、教職員が配慮していくことが必要である。
- 東京都カスタマー・ハラスメント防止条例を踏まえたガイドラインであることやその理念について明記しておくことが大切。

委員意見交換

教職員及び保護者や地域へのガイドラインの周知について

- このガイドラインが学校の管理職止まりとならず、教職員や保護者にまで浸透することが重要。保護者向け資料においては、学校との対立構造では、子どもたちの成長のために何も生まれない。社会的通念を超える具体例を示し、その場合は面談に応じられないということも含め、工夫した発信をして欲しい。
- 社会通念を超える要望等があった場合の学校の対応だけではなく、日頃からの良好な関係づくりに関する取組についても記載したほうがよい。
- 地域の役割として、学校に頼りすぎず、地域で解決できることは地域で対応する「地域力」の向上も重要。学校運営連絡協議会等に対しても、ガイドラインを周知してほしい。
- 大人の一人ひとりが、子供の権利について十分に理解し、尊重できるようになることが重要。東京都こども基本条例の趣旨を、教職員や保護者等子供に関わる大人に伝えていくことが必要。
- リーフレット等を作成する際は、ガイドライン本文にアクセスできるQRコードを掲載するなど、情報へのアクセスのしやすさも工夫した方がよい。

ガイドラインの評価や改善について

- ガイドラインは、運用開始後の評価とアップデートが不可欠であり、運用しながら改善していく必要がある。